

第 5 章 第 5 期障がい福祉計画

1 . 成果目標の設定

第 5 期障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、第 4 期障がい福祉計画の実績並びに本市の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

地域生活移行者数

施設入所者の地域生活移行者数については、第 4 期障がい福祉計画の目標値である 14 人に対して、平成 28 年度末時点での実績値は 2 人となっています。第 5 期障がい福祉計画では、国の指針に基づいて算出される人数 (10 人) に前期計画の未達成分を一部加味し、目標値を 15 人として設定します。

施設入所者の削減数

施設入所者数の削減については、第 4 期障がい福祉計画の目標値である 5 人に対して、平成 28 年度末時点での実績値は 10 人となっており、目標値を達成しています。したがって、第 5 期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される 3 人として設定します。

	説 明	数 値
基準値	平成 28 年度末施設入所者数	103 人
目標値	施設入所者の地域生活移行者数 (平成 28 年度末施設入所者数の 9 % 以上)	15 人
目標値	施設入所者の削減数 (平成 28 年度末施設入所者数の 2 % 以上)	3 人

国の 基本指針	地域生活移行者数：平成 28 年度末施設入所者数の 9 % 以上 施設入所者の削減数：平成 28 年度末施設入所者数の 2 % 以上削減
------------	---

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域の包括的な支援やサービスの提供体制（地域包括ケアシステム）構築に向け、平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

	説明	数値
目標値	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置

国の基本指針	保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置
--------	---------------------------------

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がい者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性や対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）を整備する必要があります。

地域生活支援拠点等の整備については、第4期障がい福祉計画期間中から整備を進めており、平成29年度末までに整備が完了する予定です。

	説明	数値
目標値	平成32年度末における地域生活支援拠点の整備箇所数	1か所

国の基本指針	各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備
--------	----------------------

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に関する目標値を定めます。

また、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、就労に伴う環境変化による生活面の課題（生活リズムや家計、体調管理）への支援ニーズに対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスとして新たに創設される、就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率に関する目標値を定めます。

一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数については、第4期障がい福祉計画の目標値である14人に対して、平成28年度末時点での実績値は15人となっており、目標値を達成しています。したがって、第5期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される23人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	15人
目標値	平成32年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数 (平成28年度実績の1.5倍以上)	23人

就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、第4期障がい福祉計画の目標値である15人に対して、平成28年度末時点での実績値は20人となっており、目標値を達成しています。したがって、第5期障がい福祉計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される24人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数	20人
目標値	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数 (平成28年度実績の2割以上増加)	24人

就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数

現在、本市に就労移行支援事業所はありませんが、平成 3 1 年度に就労移行支援事業所が 1 か所開設され、3 2 年度に就労移行率が 3 割以上となると見込み、目標値は 1 か所と設定します。

	説 明	数 値
基準値	平成 3 2 年度末時点で就労移行支援を行う事業所数見込み	1 か所
目標値	平成 3 2 年度末時点で就労移行率が 3 割以上の事業所数（全体の 5 割以上）	1 か所

就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率については、国の指針に基づき 8 0 %として設定します。

	説 明	数 値
目標値	就労定着支援利用者の支援開始 1 年後の職場定着率（各年度）	8 0 %

国の基本指針	一般就労への移行者数：平成 2 8 年度の 1 . 5 倍以上 就労移行支援事業利用者：平成 2 8 年度の 2 割増 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数：全体の 5 割以上 就労定着支援 1 年後の就労定着率：8 0 %以上
--------	---

2 . 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策

障がい者が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30年度から32年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

(1) 見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、過去のサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、平成32年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月あたりのサービス提供量及び利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

時間/月：1か月あたりのサービス提供時間

人日/月：1か月あたりの延べ提供日数

人/月：1か月あたりの実利用人数

(2) 訪問系サービスの見込量と確保の方策

居宅介護

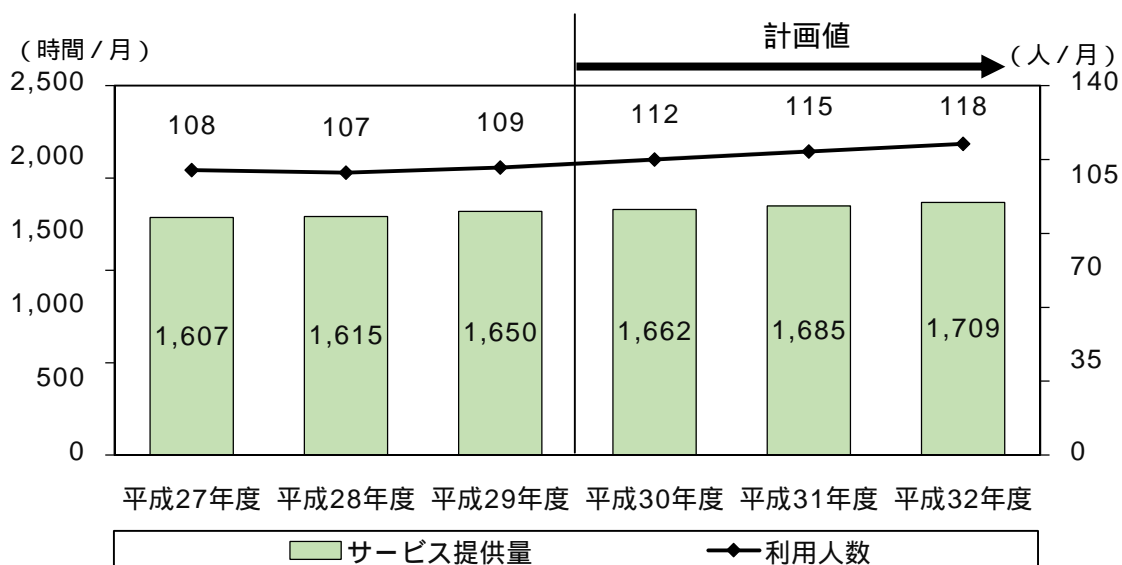
サービスの内容

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行う。

見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	1,603	1,607	1,611	1,662	1,685	1,709
	人/月	100	102	104	112	115	118
実績値	時間/月	1,607	1,615	1,650			
	人/月	108	107	109			
計画比	時間/月	100.2%	100.5%	102.4%			
	人/月	108.0%	104.9%	104.8%			



重度訪問介護

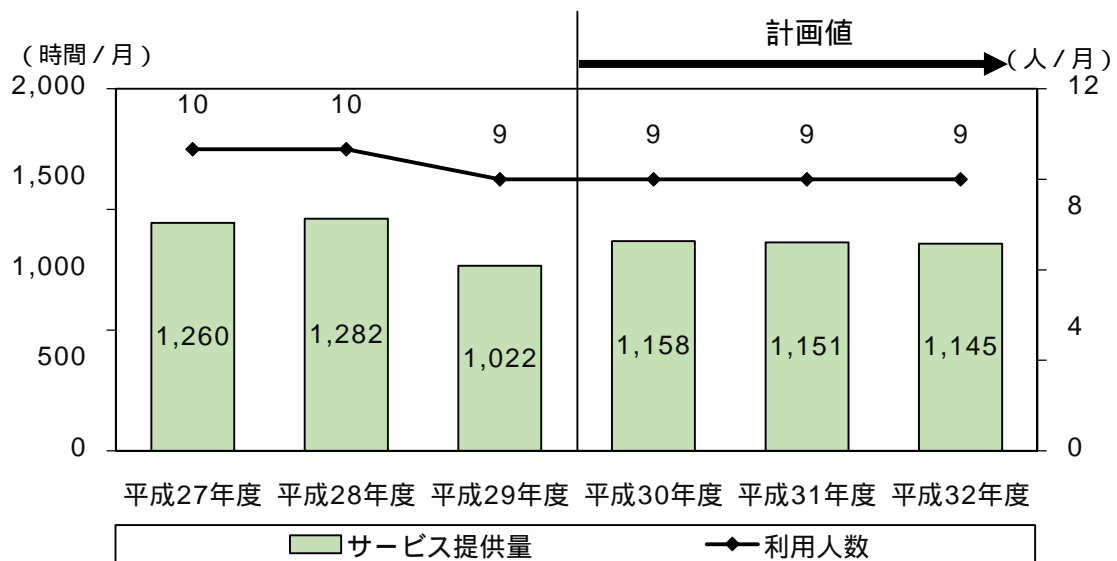
サービスの内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者であって、常時介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護など生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行う。

見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、過去の利用実績や直近の利用者の状況を踏まえ、平成29年度は減少するものの、平成30年度は増加し、その後緩やかに減少するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	1,308	1,308	1,308	1,158	1,151	1,145
	人/月	9	9	9	9	9	9
実績値	時間/月	1,260	1,282	1,022			
	人/月	10	10	9			
計画比	時間/月	96.3%	98.0%	78.1%			
	人/月	111.1%	111.1%	100.0%			



同行援護

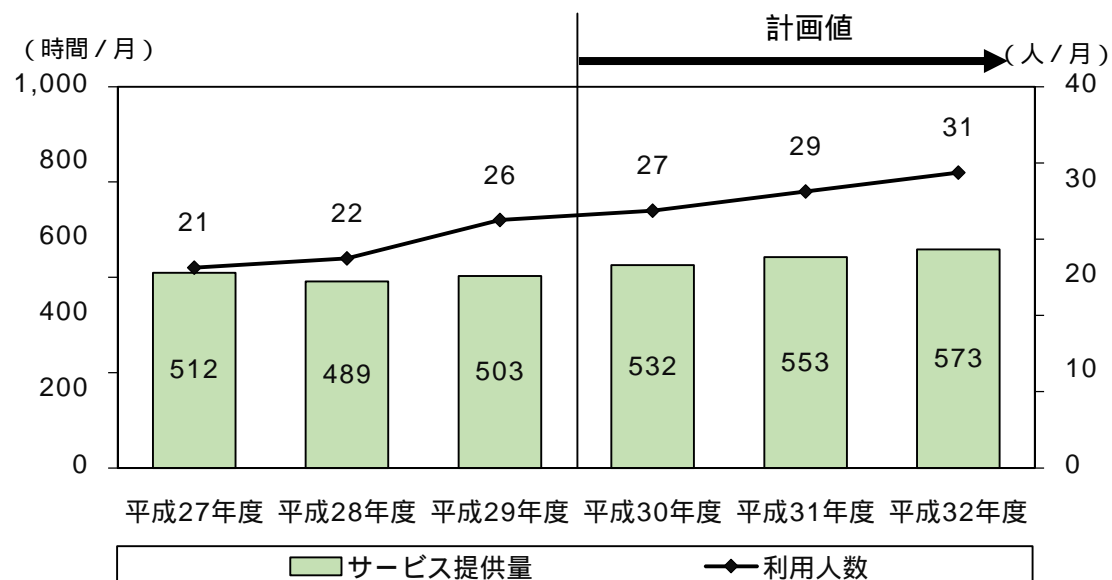
サービスの内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者（児）に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など必要な援助を行う。

見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	397	397	397	532	553	573
	人/月	18	18	18	27	29	31
実績値	時間/月	512	489	503			
	人/月	21	22	26			
計画比	時間/月	129.0%	123.2%	126.7%			
	人/月	116.7%	122.2%	144.4%			



行動援護

サービスの内容

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者（児）で常時介護が必要な人に、当該障がい者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行う。

見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間については、第4期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

重度障害者等包括支援

サービスの内容

常時介護が必要な障がい者（児）で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。

見込量算出の考え方

利用人数及び利用時間については、第4期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

見込量確保の方策

- ・障がい者数の増加や介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されることから、介護保険サービス提供事業者に対し、障害福祉サービスへの参入を働きかけるほか、市外に所在する事業所を活用し、サービス提供体制の拡大を図ります。

(3) 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

生活介護

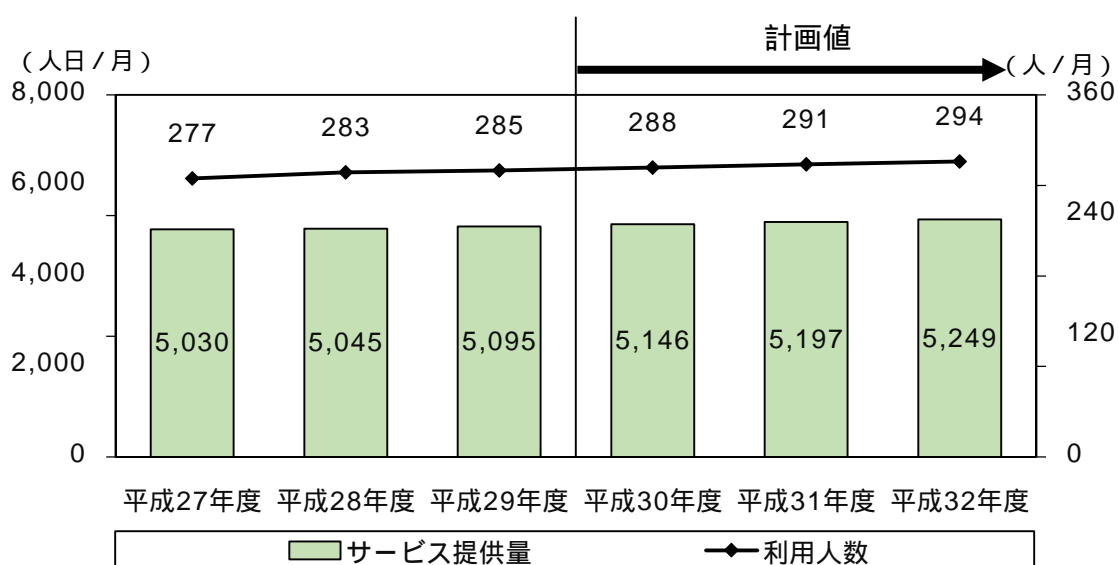
サービスの内容

常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後とも増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	5,216	5,281	5,346	5,146	5,197	5,249
	人/月	273	275	277	288	291	294
実績値	人日/月	5,030	5,045	5,095			
	人/月	277	283	285			
計画比	人日/月	96.4%	95.5%	95.3%			
	人/月	101.5%	102.9%	102.9%			



自立訓練（機能訓練）

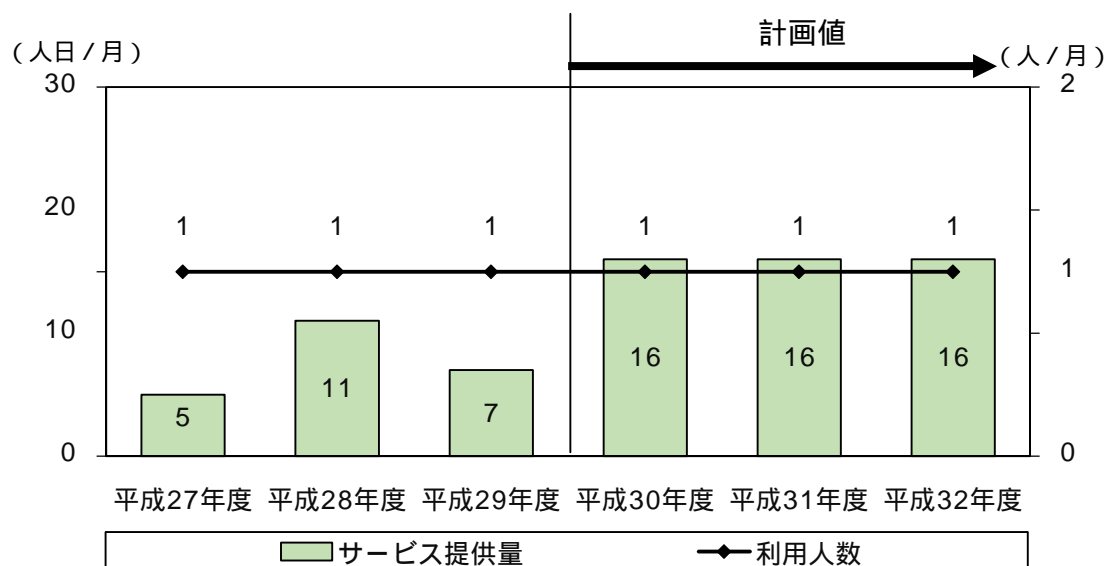
サービスの内容

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持又は向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。

見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績から平均値を算出し、横ばいとしています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	23	23	23	16	16	16
	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人日/月	5	11	7			
	人/月	1	1	1			
計画比	人日/月	21.7%	47.8%	30.4%			
	人/月	100.0%	100.0%	100.0%			



自立訓練（生活訓練）

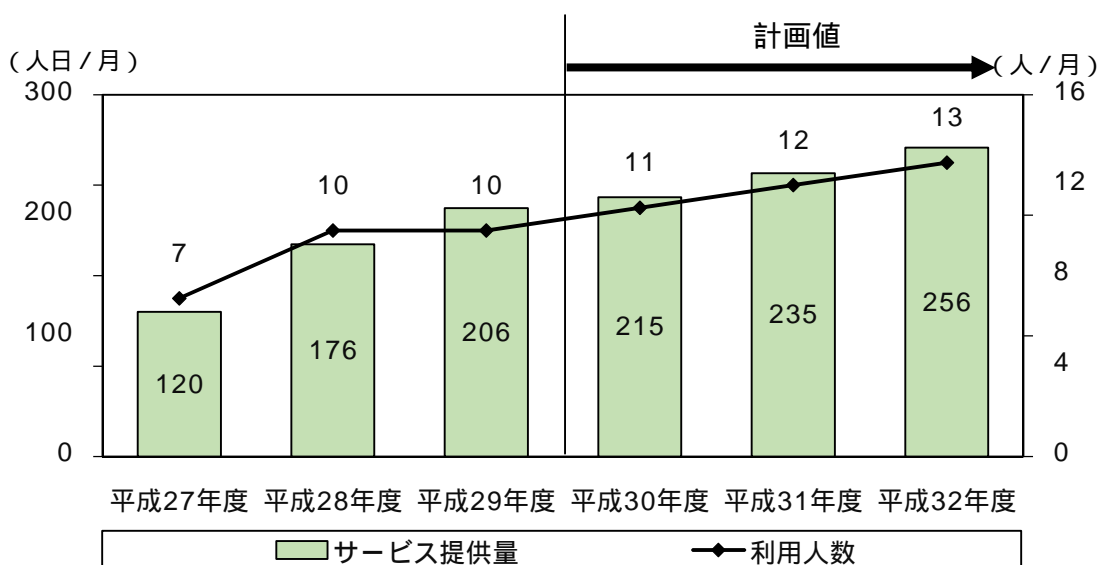
サービスの内容

地域生活を営む上で生活能力の維持又は向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行う。

見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	187	202	222	215	235	256
	人/月	10	11	12	11	12	13
実績値	人日/月	120	176	206			
	人/月	7	10	10			
計画比	人日/月	64.2%	87.1%	92.8%			
	人/月	70.0%	90.9%	83.3%			



就労移行支援

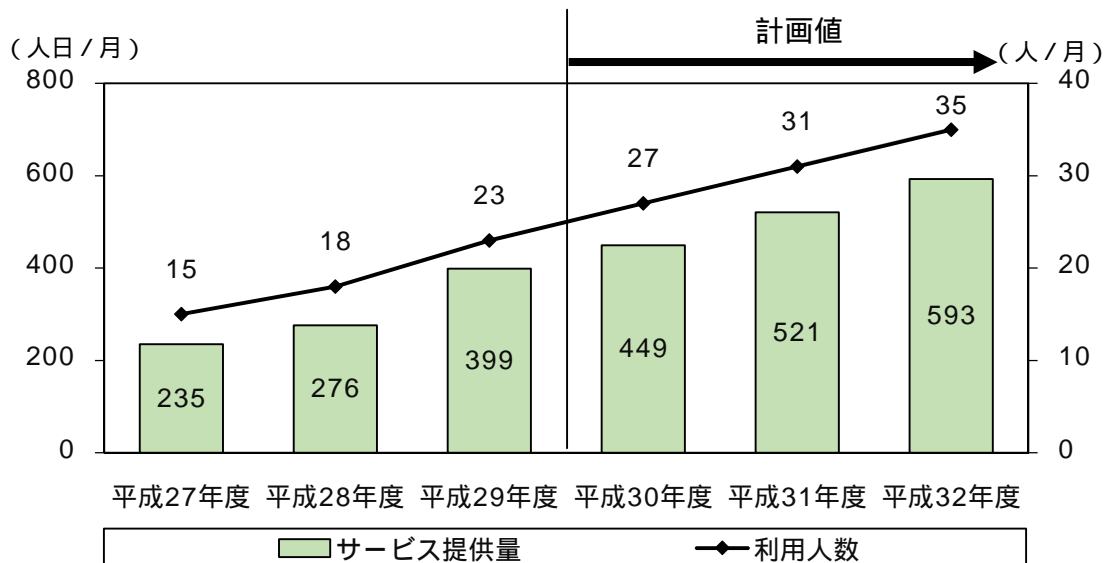
サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行う。

見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績や第5期計画における成果目標の達成を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	193	222	255	449	521	593
	人/月	10	12	14	27	31	35
実績値	人日/月	235	276	399			
	人/月	15	18	23			
計画比	人日/月	121.8%	124.3%	156.5%			
	人/月	150.0%	150.0%	164.3%			



就労継続支援（A型）

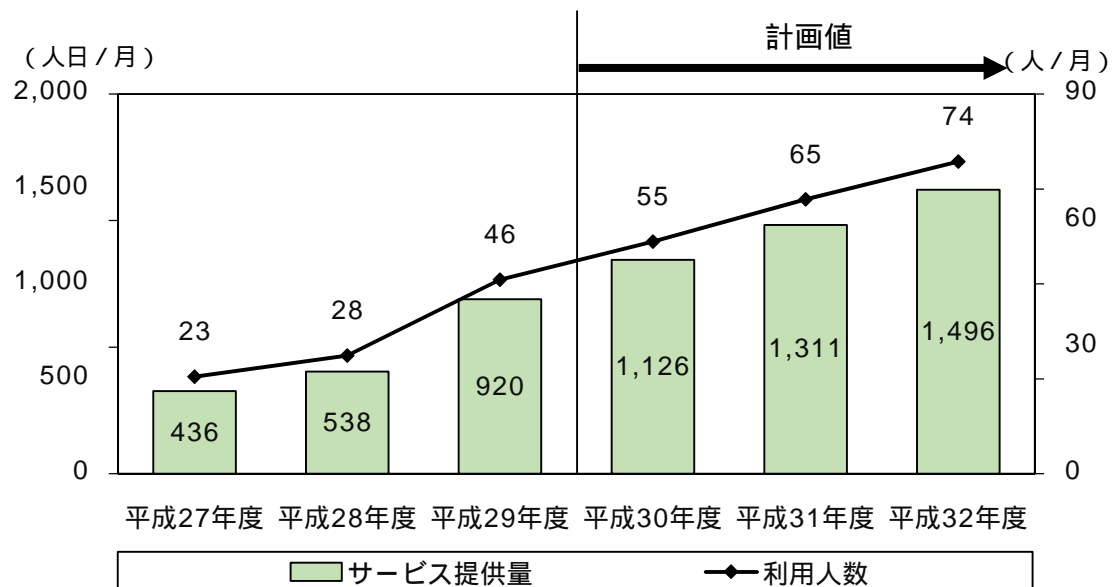
サービスの内容

一般就労が困難な65歳未満（利用開始時）の障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う。（雇用契約あり）

見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、市内に事業所が開設されたことにより平成29年度は大幅な増加を見込んでおり、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	284	312	343	1,126	1,311	1,496
	人/月	14	15	17	55	65	74
実績値	人日/月	436	538	920			
	人/月	23	28	46			
計画比	人日/月	153.5%	172.4%	268.2%			
	人/月	164.3%	186.7%	270.6%			



就労継続支援（B型）

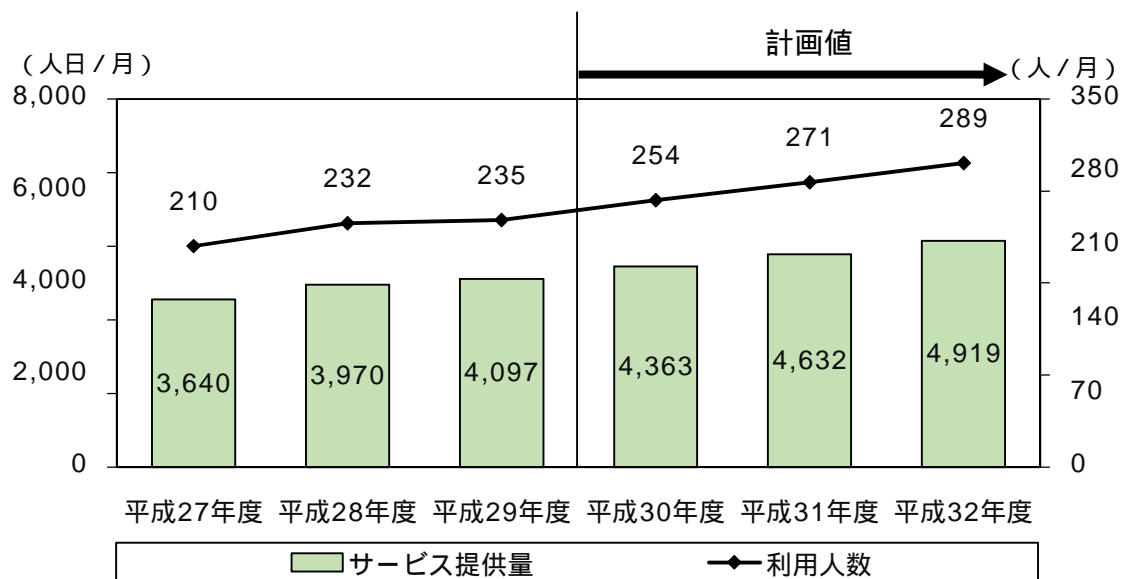
サービスの内容

一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う。（雇用契約なし）

見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	3,773	4,151	4,567	4,363	4,632	4,919
	人/月	211	231	253	254	271	289
実績値	人日/月	3,640	3,970	4,097			
	人/月	210	232	235			
計画比	人日/月	96.5%	95.6%	89.7%			
	人/月	99.5%	100.4%	92.9%			



就労定着支援

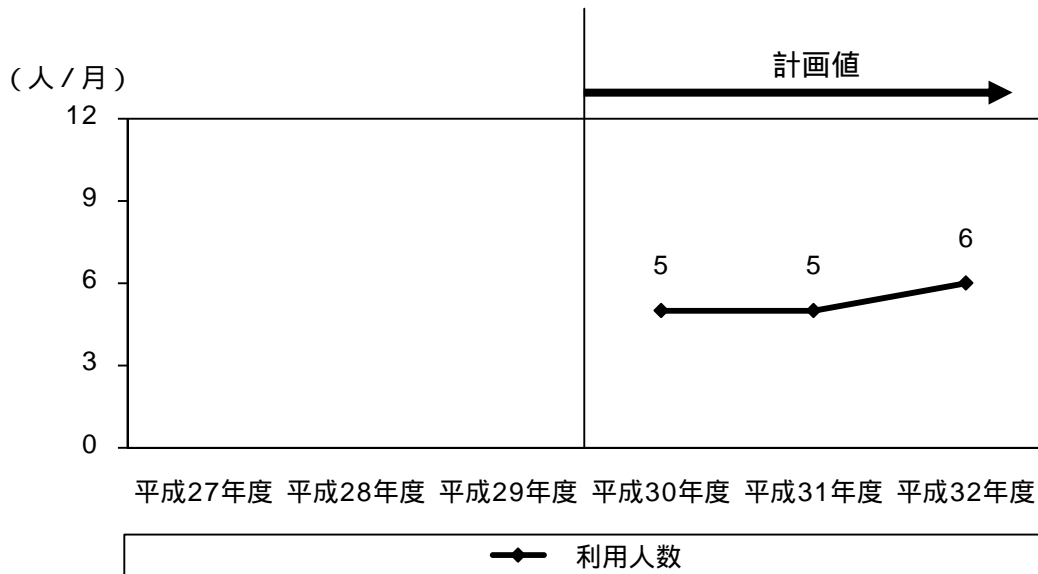
サービスの内容

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する。

見込量算出の考え方

平成30年度から開始されるサービスであり、利用人数の見込量については、第5期計画における成果目標を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月				5	5	6
実績値	人/月						
計画比	人/月						



療養介護

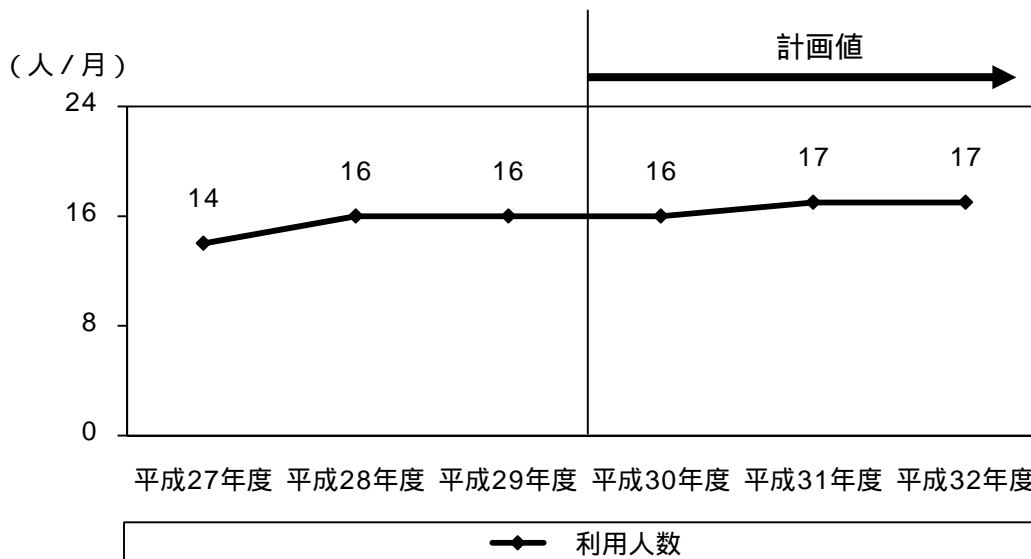
サービスの内容

病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、平成31年度に新規利用予定の1人増加を見込むほかは、横ばいとしています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	15	15	15	16	17	17
実績値	人/月	14	16	16			
計画比	人/月	93.3%	106.7%	106.7%			



短期入所（福祉型）

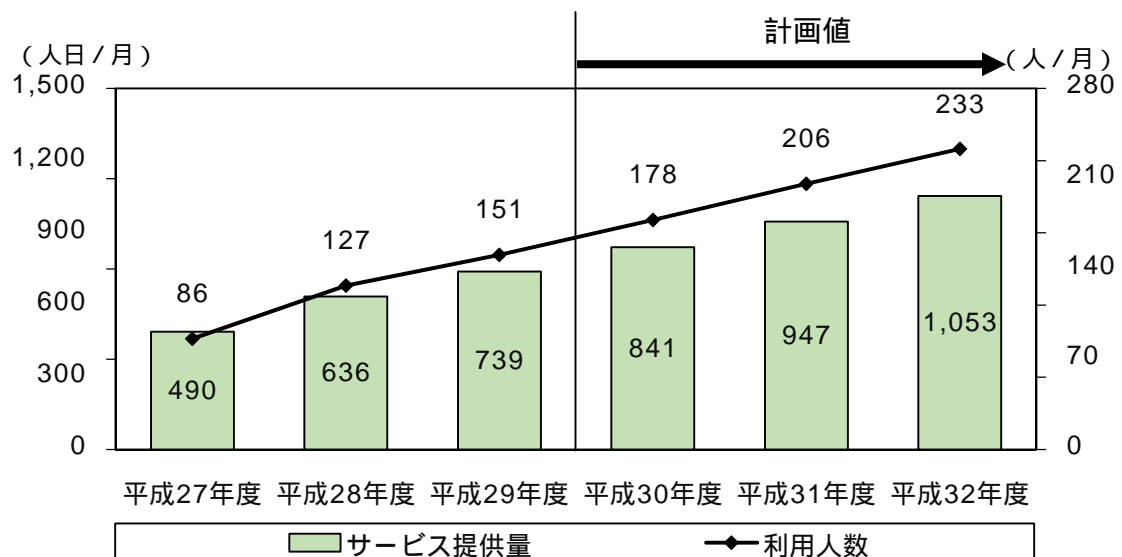
サービスの内容

居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設等に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行う。

見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	408	418	429	841	947	1,053
	人/月	73	80	88	178	206	233
実績値	人日/月	490	636	739			
	人/月	86	127	151			
計画比	人日/月	120.1%	152.2%	172.3%			
	人/月	117.8%	158.8%	171.6%			



短期入所（医療型）

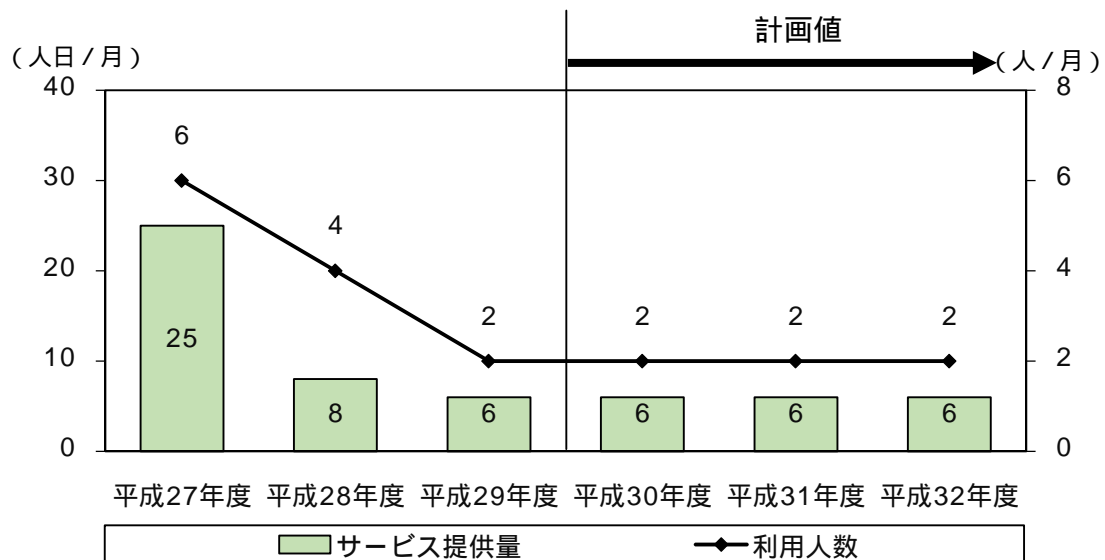
サービスの内容

居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行う。

見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量の見込量については、平成29年度の実績見込みを踏まえ、横ばいとしています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	15	15	15	6	6	6
	人/月	7	7	7	2	2	2
実績値	人日/月	25	8	6			
	人/月	6	4	2			
計画比	人日/月	166.7%	53.3%	40.0%			
	人/月	85.7%	57.1%	28.6%			



見込量確保の方策

- ・計画相談支援により、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- ・アンケート結果やワークショップでの意見からも、就労系サービスの利用希望は多く、必要な見込量の確保に向け、利用者のニーズの変化を踏まえた市内社会福祉施設の再配置も含め、検討を進めていきます。

(4) 居住系サービスの見込量と確保の方策

自立生活援助

サービスの内容

障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

見込量算出の考え方

平成30年度から開始されるサービスであり、利用人数の見込量については、第4期計画期間中の地域生活移行者数を踏まえて算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月				1	1	1
実績値	人/月						
計画比	人/月						

共同生活援助

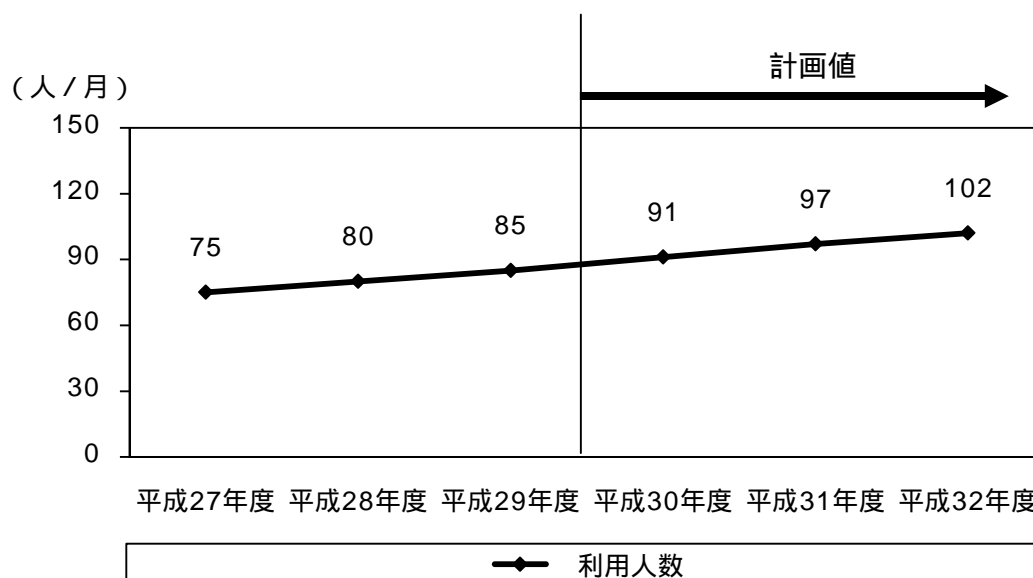
サービスの内容

主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行う。

見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	73	78	82	91	97	102
実績値	人/月	75	80	85			
計画比	人/月	102.7%	102.6%	103.7%			



施設入所支援

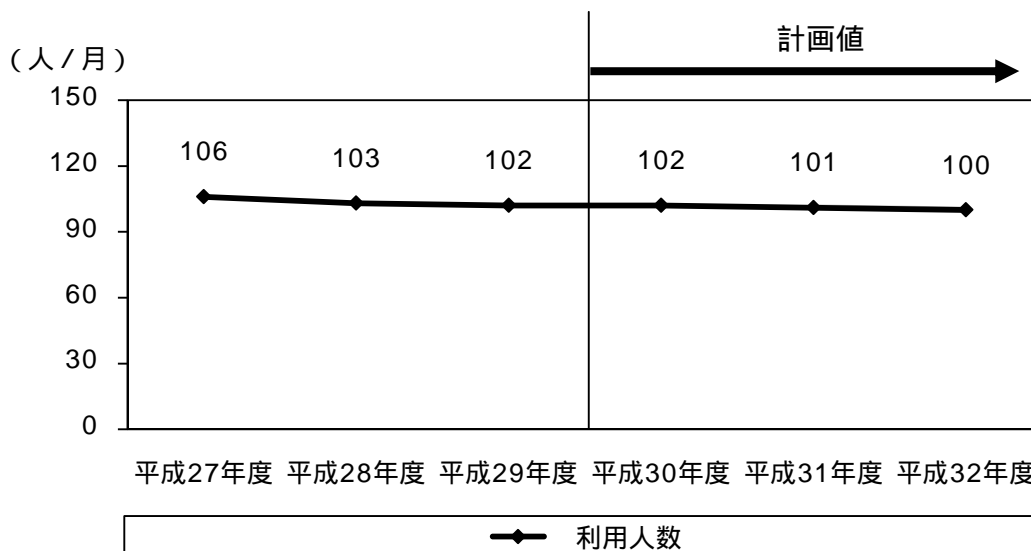
サービスの内容

施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行う。

見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第5期計画における成果目標の達成を踏まえたうえで算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	112	110	108	102	101	100
実績値	人/月	106	103	102			
計画比	人/月	94.6%	93.6%	94.4%			



見込量確保の方策

- ・アンケート結果やワークショップでの意見からも、グループホームの利用希望は多いことから、引き続き新規開設時に必要となる住居の借り上げに要する初期経費や初度備品に対する補助を実施するほか、消防用設備や防犯設備等の設置に対する支援策を検討するなど、グループホームの供給拡大に努めます。
- ・施設入所支援は、成果目標達成に向け利用者数を減少と見込んでいますが、グループホームを利用することが困難な障がい者の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所が必要な障がい者が安心して利用できるよう、関係機関と連携しつつ、一定定員の確保に努めます。

(5) 相談支援の見込量と確保の方策

計画相談支援

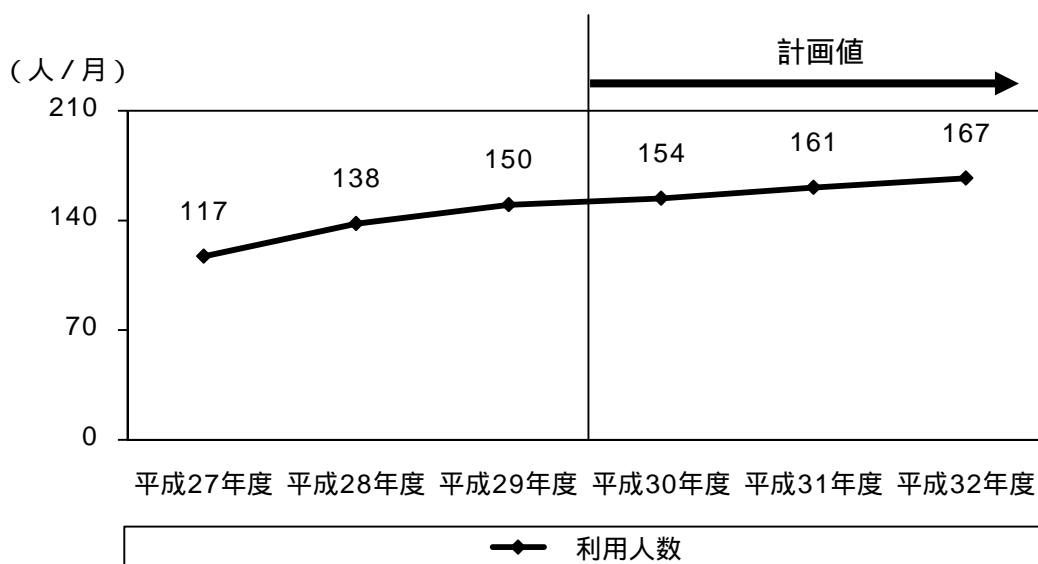
サービスの内容

障害福祉サービスの申請等を行おうとする障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。

見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、サービス利用人数の増加を見込んでいることから、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	71	80	89	154	161	167
実績値	人/月	117	138	150			
計画比	人/月	164.8%	172.5%	168.5%			



地域移行支援

サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行う。

見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第4期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ設定しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	2	3	4	1	2	4
実績値	人/月	0	0	0			
計画比	人/月	0.0%	0.0%	0.0%			

地域定着支援

サービスの内容

居宅において単身で生活する障がい者などに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談など必要な支援を行う。

見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第4期計画期間中には利用実績はありませんでしたが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ設定しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	0	0	0	0	1	1
実績値	人/月	0	0	0			
計画比	人/月	0.0%	0.0%	0.0%			

見込量確保の方策

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担うとともに、地域移行支援及び地域定着支援をあわせて実施する基幹相談支援センターの設置を検討します。

3 . 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。地域生活支援事業は、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量確保のための方策を定めます。

(1) 実施する事業

事業の種類		説明
必須事業	理解促進研修・啓発事業	市民等を対象に、障がい者に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障がい者やその家族又は地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援を行う。
	相談支援事業	障がい者やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する。
	成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援を行う。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行う。
	日常生活用具給付等事業	障がい者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行う。
	地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活を支援する。

事業の種類		説明
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問によらなければ入浴が困難な身体障がい者（児）に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	日中一時支援事業	障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報等発行事業等を行う。

（２）必須事業の実施に関する考え方及び量の見込み等

理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、多くの市民が参加できるイベントとして、毎年、障害者週間の時期に合わせ、「障がい者１日サロン」を開催し、障がい者と実際にふれあうことの出来る機会を設けています。

また、地域において障がい者の支援に従事する民生委員・児童委員、地区福祉委員を対象とした研修会や市民後見人養成講座において、障がい者福祉に関する内容を実施しているほか、まちづくり出前講座や障がい者と地域住民との交流を促進する取り組みなど、あらゆる機会をとらえ、障がい者に対する理解と認識が深まるよう努めており、計画期間の各年度においても、こうした取り組みを推進していきます。

自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、障がい者や障がい者の家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、障がい者と地域のさまざまな人たちが集い、交流できる場所（以下、「交流スペース」という。）を設置、運営する団体等に対して、その経費の一部を補助しています。

現在、市内南部の２団体に補助を実施していますが、計画期間中に、交流スペースを市内中部又は北部に１カ所開設することとして見込量を設定します。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
交流スペース の設置箇所数	か所	1	2	2	2	2	3

相談支援事業

相談支援事業は、川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センター（以下、「支援センター」という。）ハピネス川西相談支援事業所及び川西さくら園において実施しています。

支援センター及びハピネス川西相談支援事業所には、社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な資格を持つ職員を配置し、障がい者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、就労支援、専門機関の紹介や連絡調整などを行っています。また、支援センターでは障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、市と連携し、助言や援助など必要な対応を行っています。

今後、地域における中核的な相談支援機関として、専門的な相談支援や相談支援事業所間の連絡調整などの業務を行う基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

一方、川西さくら園では、児童発達支援センターとしての専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談に応じ、助言や援助などを行っています。障がい児に関する相談は、保健、医療、福祉、保育、教育などさまざまな分野におよぶことから、ライフステージに応じた切れ目のない支援が行えるよう、関係機関をつなぐ中心的な役割を担う相談窓口の設置について検討していきます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
相談支援事業の実施箇所数	か所	2	3	3	3	4	4

成年後見制度利用支援事業

費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、後見等開始の審判請求に必要な費用や後見人等の業務に対する報酬の全部又は一部を助成する制度を実施しています。

引き続き、川西市社会福祉協議会内に設置している川西市成年後見支援センター“かけはし”などを通じ、成年後見制度の周知に努めます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
実利用人数	人/年	2	3	4	5	6	7

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用を促進するためには、市民後見人の養成などとあわせ、市内で法人後見を適正に行うことができる法人を確保することが望ましいと考えられます。

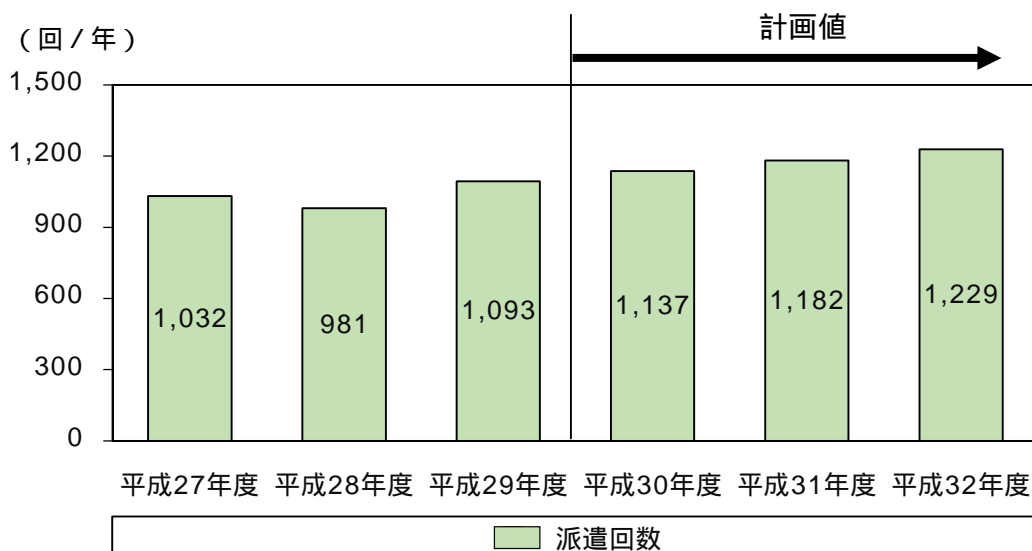
そこで、計画期間中に、法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の適正な活動のための支援のあり方について検討を進めていきます。

意思疎通支援事業

本市では、意思疎通支援事業として、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を市庁舎内に配置する事業を実施しています。

これらの事業は、障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の一端を担うものとして、その役割は今後ますます大きくなると考えられることから、引き続き、関係機関との連携の下、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進するなど、人材の確保に努めていきます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業の 派遣回数	回/年	1,032	981	1,093	1,137	1,182	1,229
手話通訳者 の配置人数	人	1	1	1	1	1	1

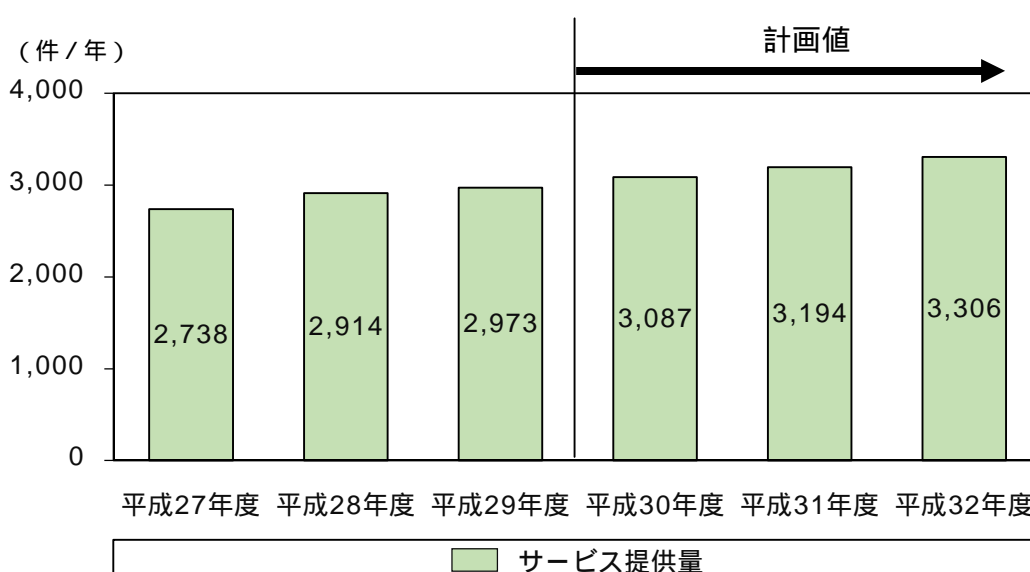


日常生活用具給付等事業

障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて、対象品目等の見直しを行います。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
介護・訓練 支援用具	件/年	3	7	5	5	5	5
自立生活 支援用具	件/年	18	17	18	18	18	18
在宅療養等 支援用具	件/年	23	22	23	23	23	23
情報・意思疎通 支援用具	件/年	17	18	18	18	18	18
排泄管理 支援用具	件/年	2,674	2,848	2,907	3,021	3,128	3,240
居宅生活動作 補助用具	件/年	3	2	2	2	2	2

日常生活用具給付等事業（合計）



手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、川西市身体障害者福祉協会への委託により実施しています。社会福祉協議会が実施している入門講座の修了者がスムーズに本研修に移行できるよう、同講座との連続性に配慮するとともに、手話通訳者の養成に係るカリキュラムを加えるなど、段階的に研修内容を充実させています。

本研修は、手話通訳者派遣事業の派遣登録者確保の面でも重要性が増していることから、研修修了者のうち派遣登録を行う人数について、計画期間中の見込量を設定します。

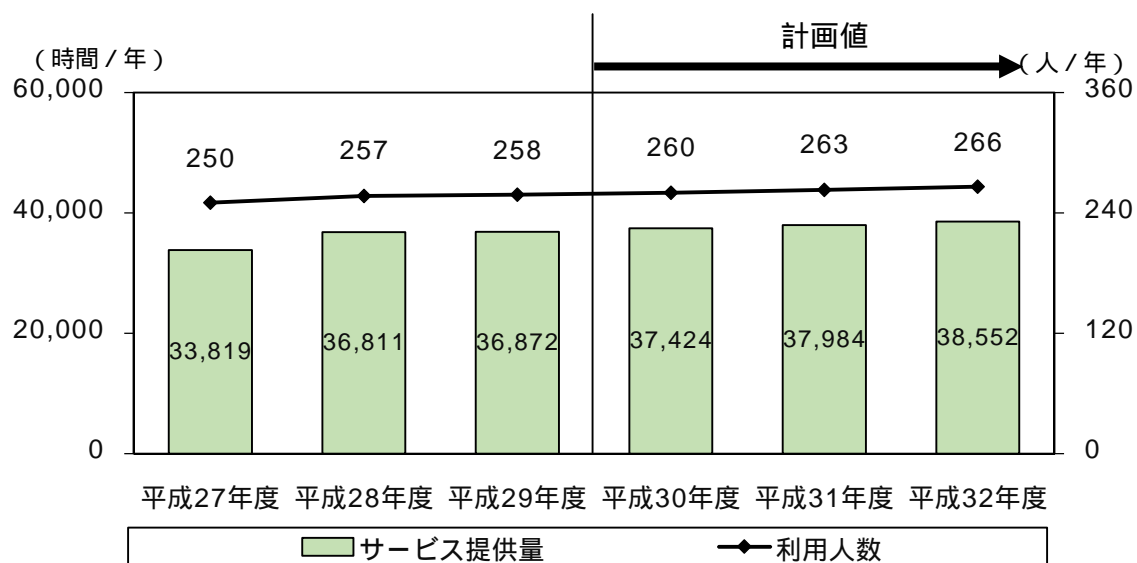
区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
研修修了者のうち、派遣登録を行う人数	人/年	0	0	0	1	1	1

移動支援事業

移動支援事業は、地域における自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を行っています。

必要に応じて、事業所の追加指定を行い、必要なサービス提供量の確保に努めます。また、現在の個別支援型に加え、グループ支援型の実施など、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備について検討していきます。

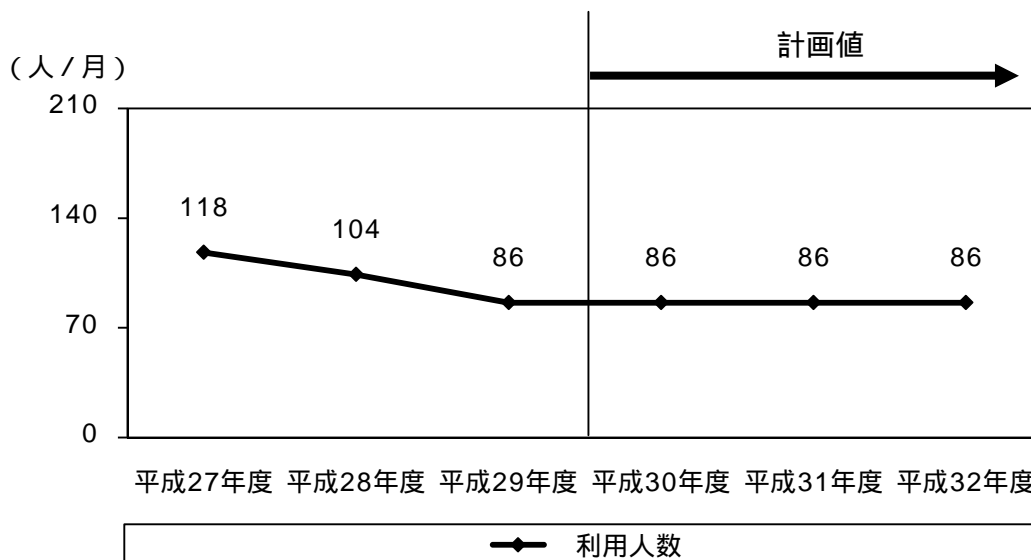
区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
実利用人数	人/年	250	257	258	260	263	266
延べ利用 時間数	時間/年	33,819	36,811	36,872	37,424	37,984	38,552



地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、センターを運営する法人に対して委託又は補助を行うことにより実施しています。各センターでは、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援がさまざまな形でされており、障がい者の身近な社会参加の場として重要であることから、引き続き、その運営を支援していきます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
実利用人数	人/年	118	104	86	86	86	86



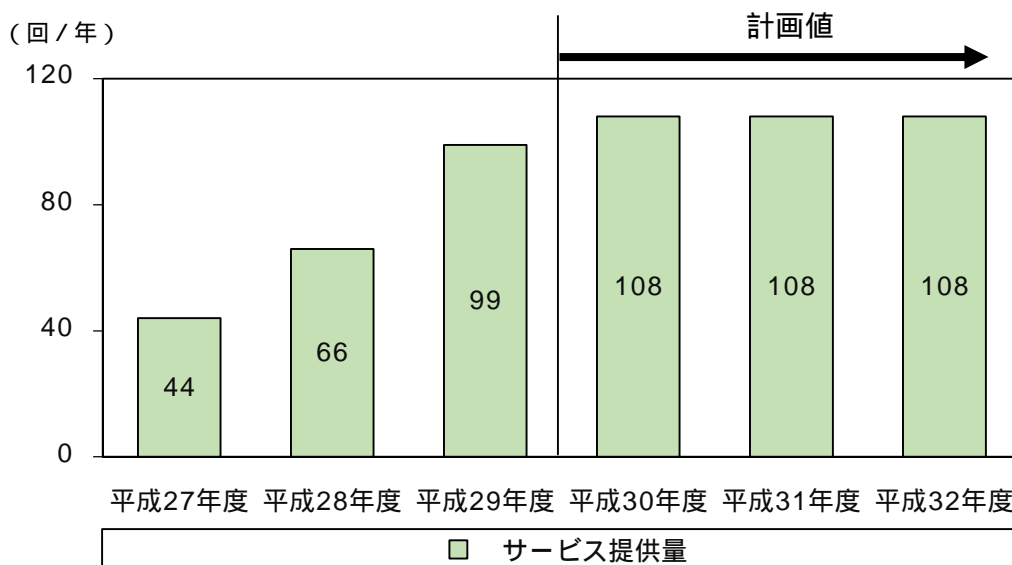
(3) 任意事業の実施に関する考え方及び量の見込み等

訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がい者（児）を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がい者（児）の生活を支援することを目的として実施しています。

引き続き、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込量の確保に努めます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
延べ 利用回数	回/年	44	66	99	108	108	108

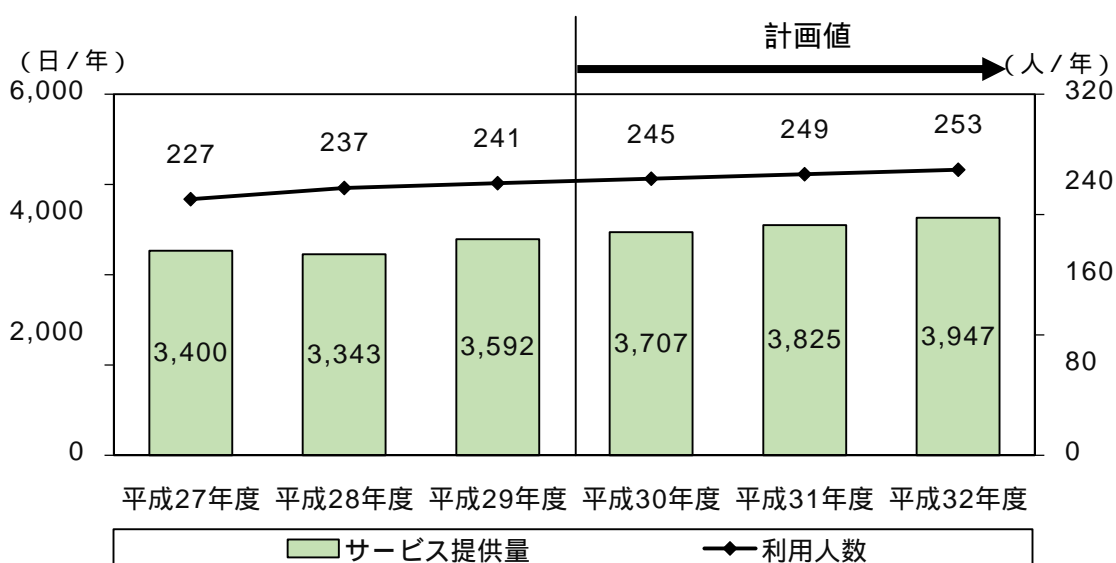


日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい者（児）の家族の就労支援や障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うものです。

障がい児については、障害児通所支援の体制充実により本事業の利用は減少傾向にありますが、障がい者については、代替可能なサービスがないことから、必要性の高い人に、必要なサービスが提供されるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、見込量が確保されるよう努めます。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
実利用人数	人/年	227	237	241	245	249	253
延べ 利用日数	日/年	3,400	3,343	3,592	3,707	3,825	3,947



その他の任意事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業として、車いすテニスや体操等の教室を川西市身体障害者福祉協会及び川西市手をつなぐ育成会への委託により実施しているほか、点字・声の広報等発行事業として「広報かわにし」等の点訳や音訳を行っています。